三　愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線
四　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線
五　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線

周防灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一　山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二　山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三　山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線

2　網目の制限
さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3　区域の操業制限
次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあって、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止（ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く）
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで（ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4　指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十三号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の一部を次のように改正する。

令和八年三月五日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会　会長　脇田　和美

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略）	一　定義 （略）
二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略）	二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略）
三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 (一)　四月及び五月 (二)　六月及び七月 (三)　八月及び九月 (四)　十月及び十一月 (五)　十二月及び一月 (六)　二月及び三月 2　（略） 3　（略）	三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 2　（略） 3　（略）
四　報告 （略）	四　報告 （略）
五　指示の有効期間 （略）	五　指示の有効期間 （略）
六　その他 （略）	六　その他 （略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この指示の施行の日前に漁業法第百二十条第四項において読み替えて準用する同法第百二十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。